

「(仮称)鹿児島県における洋上風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、日本風力エネルギー株式会社及び南国殖産株式会社が、鹿児島県阿久根市、薩摩川内市及びいちき串木野市の沖合において、最大で出力1,500,000kWの洋上風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された甑島国定公園、県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)に基づき指定された阿久根県立自然公園、川内川流域県立自然公園及び吹上浜金峰山県立自然公園が位置し、これらの自然公園内には、優れた海食崖景観や海岸線を展望する目的等で利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「阿久根大島」、「長崎鼻公園」等が存在している。

また、想定区域の周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省)に選定されており、海生生物の生息の可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺は、アカハラダカやサシバ等の主要な渡り経路となっている可能性がある。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者等による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者等との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 最新の知見の反映

本事業の調査・予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

(6) 事業計画の見直し

上記のほか、「 2 . 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2 . 各論

(1) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、アカハラダカやサシバ等の主要な渡り経路となっている可能性があり、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 海生生物に対する影響

想定区域の周辺は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されており、本事業の実施により、海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、砂浜等の、海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりが存在する区域を明らかにした上で、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(3) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法に基づき指定された甌島国定公園、県立自然公園条例に基づき指定された阿久根県立自然公園、川内川流域県立自然公園及び吹上浜金峰山県立自然公園が位置している。これらの自然公園内には、主要な眺望点であり、利用施設計画に位置づけられている「阿久根大島」、「長崎鼻公園」等が存在していることから、これらの利用施設及び主要な眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性及び利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。